

寝屋川市建築住宅賞表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市域内の建物を対象に良好な居住環境の形成に貢献した建築主(所有権を有する者をいう。以下同じ。)等を表彰し、広く一般に情報発信することにより、居住環境に対する市民意識の向上を図ることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市長賞
- (2) 特別賞
- (3) 優秀賞

(市長賞等)

第3条 寝屋川市域内に建設、又は改修されたデザイン性の高い、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号で規定する建築物(以下「建築物」という。)の建築主(複数人存在する場合は、その代表者とする。以下同じ。)、設計者(複数人存在する場合は、その代表者とする。以下同じ。)に次の各号に掲げる区分による賞を贈ることができる。

- (1) 市長賞 応募されたものから最も優れた独創的なデザインを有し、良好な住環境の形成に寄付しているもの。
- (2) 特別賞 応募されたものから市長賞に次ぐ特に優れた独創的なデザインを有し、良好な住環境の形成に寄付しているもの。
- (3) 優秀賞 応募されたものから市長賞又は特別賞に次ぐ優れた独創的なデザインを有し、良好な住環境の形成に寄付しているもの。

(賞金等)

第4条 前条に規定する賞を受けた者に次の各号に掲げる区分により賞金等を贈呈することができる。

- (1) 市長賞を受賞した建築主には、受賞記念品等を贈呈する。
- (2) 市長賞を受賞した設計者には、賞状を贈呈する。
- (3) 特別賞を受賞した建築主には、受賞記念品等を贈呈する。
- (4) 特別賞を受賞した設計者には、賞状を贈呈する。

(5) 優秀賞を受賞した建築主には、受賞記念品等を贈呈する。

(6) 優秀賞を受賞した設計者には、賞状を贈呈する。

(対象となる建築物)

第5条 受賞の対象となる建築物（以下「対象建築物」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当しているものとする。

(1) 対象建築物の建築主が本市において納付すべき市民税、固定資産税等を滞納していないこと。

(2) 関係法令に適合していること。

(3) 全ての建築主及び全ての設計者が対象建築物である旨を同意していること。

(4) 受賞後当該建築物を市広報等に掲載することを全ての建築主及び全ての設計者が同意していること。

(5) 寝屋川市暴力団排除条例（平成25年寝屋川市条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団員又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者が建築主でないこと。

(6) 本要綱に基づく表彰を受けていないこと。

(部門)

第6条 第3条第3号の優秀賞に部門を設けるものとする。

(対象建築物の推薦)

第7条 対象建築物の推薦は、公募にて行う。

(選考委員会)

第8条 表彰の贈呈の適正を期するため、寝屋川市建築住宅賞選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、前条で推薦された対象建築物から市長賞、特別賞及び優秀賞に相応しい建築物を決定するものとする。

3 委員会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、学識経験者を有する者又は、建築関係団体からの推薦者を市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

- 7 委員会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- 8 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 9 各賞の受賞は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 10 委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。
- 11 委員会の庶務は、表彰に関する事務を担当する室又は課において処理する。

(表彰日)

第9条 表彰は、市長が定めた日に行う。

(委任等)

第10条 この要綱に定める受賞記念品等及び優秀賞の部門並びに受賞数については、事務を担当する部長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。